研究ノート

東京のフランケンシュタイン:あるオーストリア= ハンガリー外交官の東京駐在(1911-13年)(2)

島田昌幸

3. 東京での外交官フランケンシュタイン

シベリア鉄道でのユーラシア大陸横断の旅を終えて'、1911年8月28日ゲオルク・フラ ンケンシュタイン男爵(Georg Freiherr von und zu Franckenstein)は東京に到着し、直ちに 駐日臨時代理大使としての勤務が始まった2.彼の回顧録の第5章は主として東京駐在時 代を扱っている³. 彼は好んで自身の日記や書簡の抜粋を回顧録に載せているが、ここで も自分とウィーン在住の姉との数々の書簡に、東京駐在期間中の日常生活の印象、当時の ヨーロッパの国際政治動向への関心、家族への思いなどを語らせている. 彼の回顧録は自 身の外交官としての業績を事細かに記すような性格のものではないが、殊にこの東京時代 の描写は、いわば彼の「日本観察記」の様相を呈している、彼によれば「私の東京駐在時 代と中国・インド旅行をしたときの日記の少しばかりの抜粋から、これらの国々がどれほ ど印象深いものだったかを伝えたい、そして私が気付いた興味深い事柄と、近代化と『西 洋精神』が『東洋精神』に及ぼす影響により徐々に失われつつある古い慣習を少ない言葉 の中に結晶化させてお見せしたい」というのがこの第5章の意図なのである.彼が臨時代 理大使(Chargé d'Affaires)、そして参事官(Legationsrat)として東京で過ごした1年半は、 先述の通りオーストリア=ハンガリーがその東アジア政策を本格的に指導させた時期と重 なっているのだが、回顧録には東京での外交官としての活動について殆ど記されていない。 彼が東京時代を「日本観察記」のような内容でまとめることになった理由は、単に彼が読 者に配慮しただけではなく、おそらく彼の東京での外交官としての活動が具体的な成果に 乏しいまま終わったからではないかと思われる、そこで本章では回顧録からは分からない フランケンシュタインの東京での外交官としての活動を振り返ってみたい.

[「]同乗者には英国王ジョージ5世の戴冠式の帰途につく伏見宮とその随員, 乃木希典らがいた. Sir George Franckenstein, Facts and Features of My Life (London: Cassel, 1939), pp. 90–91; Georg von Franckenstein, Zwischen Wien und London: Erinnerungen eines österreichischen Diplomaten (Graz: Leopold Stocker, 2005), pp. 92–93.

²Haus-, Hof-, und Staatsarchiv [HHStA], Administrative Registratur [AR], Fach [F] 4, Karton [K] 40, Franckenstein (Diesntbeschreibung), Report No. LXXI, Hoenning-O'Carrol to Foreign Ministry, 2. Sept. 1911.

³Franckenstein, Facts and Features, Chap. 5, pp. 88-140; Idem, Zwischen Wien und London, Chap. 5, pp. 91-136.

(1) オーストリア=ハンガリーにとっての日本の位置付け:経済的側面

オーストリア=ハンガリーにとって東アジアとは、①対露政策の一環として利用するための「道具」として、②「名ばかりの大国」であるオーストリアが、その「大国地位」を顕示するための場として、そして③(名目的)経済的利害の獲得の場として、の主としての3つの位置付けを持っていたと考えられる。このうち①の対露政策の一環としての対日接近構想については、前章でふれたとおりである'.

1909 年 1 月, オーストリア=ハンガリー (以降, オーストリア・墺などと略す) 外務省 は外務次官経験者グイド・カル男爵 (Guido Freiherr von Call zu Rosenburg und Culmbach)⁵ を大日本帝国駐箚特命全権大使(Der außerordentliche und bevollmächtigte Botschafter am kaiserlich japanischen Hofe)として派遣した.新大使を受け入れる日本外務省は,カルに ついて次のような情報を得ていた.「同男(※カル)が此選に当たりたるは墺国外相が日 墺間の通商関係を発達せしめんが為比較的多く通商上の経験ある同人を撰びたるものなら んと内話せり。」またフランケンシュタインは、回顧録の中に次のように記している. 「1911 年夏,エーレンタール伯爵(Alois Graf Lexa von Aehrenthal:外相,1906~1912) は私を代理大使として日本に派遣した. (中略) 日本の政策はそのロシアに及ぼす影響故 にわが国(※オーストリア)にとって重要であった.エーレンタールは日本における我々 の経済利害の問題について特に留意するよう強調した'.」カル, フランケンシュタイン両 男爵共にエーレンタール外相期にウィーンから東京に派遣されたわけだが,彼らに共通し ていたミッションの1つが日本との通商促進であったといえるだろう(上述の③の位置付 け).しかしながら,こうしたオーストリア側の思惑とは裏腹に,「日本国と墺匈国との貿 易関係が近年稍発達し来れる状況の大体とを窺ふに難からざるべし、然れども日本と墺匈 国との貿易関係は之を他外国のものと比較するときは実に微々たるもの。」という状況は、 通商問題に精通した外交官を派遣しただけでは変わらなかった.事実、【図表1】からも

^{*}島田昌幸「東京のフランケンシュタイン:あるオーストリア=ハンガリー外交官の東京駐在(1911~13)(1)」 『学習院高等科紀要』第4号(2006年7月),63-64頁.またボスニア併合危機期(1908-1909年)のオーストリアの対日接近構想については同「オーストリア=ハンガリー外交における日本の位置付け1908-1909」『法学政治学論究』第62号(2004年),199-232頁を参照のこと.

^{*}オーストリア=ハンガリーはエーレンタール外相期以降、外務省のメインストリームに属する人物を日本に送りつづけていた、特にカル大使は外務第1次官や墺商務大臣を歴任した人物であった。またエーレンタールはフランケンシュタインを経済問題のエキスパートとして育成しようと考えていたようで、フランケンシュタインは次の赴任地ロンドンで Kommerzdirektor という肩書きで勤務している。こうした人物的系譜から見ると、オーストリアが日本との通商拡大に関心を持っていたことを窺うことはできる。国際経済問題に対応するためのエーレンタールによる外務省改革については、さしあたって島田昌幸「オーストリア=ハンガリーの『六国借款団』加入問題(1912)』『法学政治学論究』第60号(2004年)、366-367 頁を参照のこと。

^{*}外務省外交史料館外務省記録「在本邦各国大使任免雑件(墺洪之部)」1909 (m41) /11/23, 電 4171 号 内田発 小村宛. なお本文中の引用部分では適宜, 片仮名を平仮名に改め, 濁点や句読点を追加してある.

Franckenstein, Facts and Features, p. 88; Idem, Zwischen Wien und London, p. 91.

^{*}農商務省商工局編『一九一一年ニ於ケル日墺匈貿易ノ概況』(農商省商工局,1913 年),4頁.

ľ	図	表	1	1

	日墺貿易の趨勢 (円)								
	墺輸出総額	墺輸入総額	対日輸出	割合 (%)	日本からの輸入	割合 (%)			
1908	2255268010	2398094000	5054066	0.2	2766128	0.1			
1909	2318868000	2746331000	4975000	0.2	6883000	0.3			
1910	2418606000	2852852000	5004000	0.2	7484000	0.3			
1911	2404304000	3191711000	5206000	0.2	6184000	0.2			

(『一九一一年ニ於ケル日墺匈貿易ノ概況』(農商省商工局,1913年)をもとに筆者作成)

明らかなように、彼らの派遣如何に関わらずオーストリア、日本双方にとって(確かに漸 増傾向は見られるものの)お互いの通商上の位置付けは低いままにとどまったのである.

こうした日墺間の貧弱な通商状況について、日墺間では受け止め方が異なっていた.フランケンシュタインの東京在任期間中、日本にとってオーストリアの通商上の存在意義は従来と殆ど変わらなかったが、オーストリアには対日貿易を促進する理由があった.というのも 1912 年からオーストリアは、当初は実利的観点から東アジアへの経済的進出を試み始めるからである。オーストリアはこの時までに工業製品輸出市場であったバルカン諸国市場を独仏に事実上奪われていた。ボヘミアのスコダ社に代表される重工業製品の販売市場(Absatzgebiet)は失われつつあったのである.また 1907 年以降オーストリアの貿易収支は赤字に転落し、1908~1912 年にかけては輸出額自体が縮小していた。そこで新たな販売市場の1つとして、中国に目をつけたわけである.ここでオーストリアは対中国経済進出のきっかけとして、英仏独米と日露からなる対中借款団(善後借款事業)への加入を希望した.遅れ馳せながら、オーストリアも本格的に東アジア経済進出を試みようとしたのであった.こうした流れの中で、同じ東アジアの「大国」である日本との通商の

^{*}エーレンタール外相はオーストリアに戦略的な経済外交,つまり政治的な目的達成のための国際経済戦略というものを本格的に導入した人物だった。彼の就任早々、外務省には経済問題を扱うセクションが創設された。例えば、ボスニア併合危機(1908-9 年)において、オーストリアにはセルビアを軍事で軍事力で屈服させることが必要だというミリタリストが存在した一方で、エーレンタール外相は経済的利益をセルビアに提供して、同国をオーストリアの経済圏に抱きこむことで、同国の反墺姿勢を抑制する方針をとった。Francis R. Bridge, Habsburg Monarchy among the Great Powers, 1815-1918 (New York, Berg, 1999), pp. 293-294.

[&]quot;セルビアは 1881/92 年の通商条約において,事実上オーストリア製品の独占市場と化した.オーストリアの通商政策はその陸軍力を背景とした工業製品輸出市場拡大と通商路確保を軸に進められていた.(佐藤勝則「オーストリア・ハンガリー関税・貿易政策と対外決済危機―シュンペーターの帝国主義論の現実的基盤をめぐって―」桑原莞爾他編『イギリス資本主義と帝国主義世界』(九州大学出版会,1990 年),439,441 頁.)だが1910 年7月に締結されたセルビアとの通商条約により,これまでオーストリア製武器しか調達できなかったセルビアは,その拘束から解放され,軍事物資をフランスのシュネイデル=クルーゾー社から購入するようになった.F. R. Bridge, Habsburg Monarchy among the Great Powers, pp. 297–298.

[&]quot;佐藤, 445 頁.

【図表 2】

対日通商条約一覧								
第1次条約	日墺	日英	日米	日独	日仏	日伊		
調印	1869/09	1858/08	1858/07	1869/02	1858/10	1866/08		
施行	同上			同上	1859/08	1867/01		
第2次条約	日墺	日英	日米	日独	日仏	日伊		
調印	1897/12	1894/07	1894/11	1896/04	1896/08	1894/12		
施行	1899/08	1899/07	1899/07	1899/07	1899/08	1899/07		
第3次条約	日墺	日英	日米	日独	日仏	日伊		
改正提議	1910/08	1910/03	1910/08	1910/08	1910/07	1910/07		
調印	1912/10	1911/04	1911/02	1911/06	1911/08	1911/07		
施行	1913/07	1911/07	1911/07	1915/04	1912/02	1911/07		

(筆者作成)

促進は第1次大戦勃発まで、オーストリア側の東アジアの政策の1つの課題とされていく のである。

このようにフランケンシュタインの東京駐在時代の主たるミッションは、1つには対中 借款事業への参入を成功させることであり、もう1つは日本との通商拡大を実現すること であった.しかしながら、通商拡大という課題に取り組む以前に、オーストリア=ハンガ リーは1つの問題に直面する.それが日本の要求する通商条約改正問題であった.

(2) 日墺通商条約の改正問題の浮上

ここでオーストリア=ハンガリーと日本との間に結ばれた通商条約の系譜を簡単に振り返ってみたい。日本史や日本外交史の研究書では、1869年に締結された最初の日墺通商条約がもっとも不平等度の強い条約としてしばしば紹介されている¹².オーストリア=ハンガリーは列強諸国中、最後に日本と条約を締結した(【図表2】参照)。これは英国公使パークス(Sir Harry Smith Parkes)の斡旋によるもので、オーストリアの外交成果ではなかった。パークスが日墺通商条約締結に尽力した背景には「最恵国待遇」の存在があった。日墺条約は列強諸国の中で最後に締結されたため、他国との通商条約が持つ欧米にとって有利な条項を全て盛り込むことが出来た。そしてオーストリアが獲得した数々の特典は「最恵国待遇」によって他の欧米諸国もその恩恵に与れることになる(これを「均霑」と

[&]quot;例えば古いものは清澤冽『日本外交史(上)』(東洋経済新報社,1942年),210-211頁,新しいものでは藤原明久『日本条約改正史の研究-井上・大隈の改正交渉と欧米列国-』(雄松堂,2004年).

いう). こうしてオーストリアは日本に有する利害が列強諸国中最小であるにもかかわらず、最も有利な条約を(日本側からすればもっとも不平等度が高い条約を)結ぶことになった. かくして日本にとって対オーストリア条約改正は、まさに条約改正事業の一里塚となった. 陸奥外相期の条約改正交渉も様々な理由で難航し、結局のところ最後に調印された. 陸奥外相や駐墺公使の高平小五郎らの尽力で「治外法権」条項こそ撤廃できたものの、オーストリア側が関税面で譲らず、結局オーストリアに有利な片務的関税協定を温存した条約となった. そして本稿で検討する第3次条約(1912年)において、両国間には対等条約(最恵国待遇の交換のみ)が締結されることになった. つまりオーストリアはこれまで自国に有利だった第1、2次条約とは異なり、日本の要求を完全に受け入れた完全対等条約を結ぶことになったのである.

ここで第3次通商条約締結時の日墺の通商関係の実態を簡単に確認したい。【図表1】の通り,両国の通商関係は輸出入ともに希薄であったといえる。オーストリアからもたらされる代表的な輸入品は紙類(印刷紙,タバコ用紙,模造日本紙),麦稈などで,中でも模造日本紙は日本市場の50%を占め,その輸入は増加傾向にあった。対してオーストリアに対する日本からの主たる輸出品は銅,くず糸,魚油などとなっている。なお1911年までは日本からの輸入超の状態が続いたが,1912年以降は輸出超へと転換した¹³.

日本の条約改正方針についての方針は 1909 年 8 月の閣議決定に明確に現れていた。つまり完全対等条約の締結である。日本側には国際社会において欧米諸国と対等なメンバーとしての地位を確立するという確固たる信念があった。そこでこの条約改正交渉において、日本側は次のようなスタンスで交渉に臨んだ。つまり貿易量が少ない,あるいは明確な統計が出ない国とは最恵国待遇の交換にとどめ,陸奥改正条約時に許容してしまった外見上は相互・双務的でも実際は片務的な関税協定は許容しないという方針である。そして結果的に日本は英独仏を除く国々との間でその目的を達成(主要貿易相手国である英独仏とは外見上双務的な関税協定を締結し,墺とは最恵国待遇の交換のみ)したのであった。

他方で、オーストリア=ハンガリーの条約交渉における基本方針というものをまとめよ うとすると、ある種の困難にぶつかる.というのも、日本にとって条約改正は国家的プロ

¹³Monika Leiss, Der Handel zwischen Österreich-Ungarn und Japan von der Aufnahme der diplomatischen und wirtschaftlichen Beziehungen (1869) bis zum Ausbruch des Ersten Weltkriegs (Diplomarbeit, Uni. Vienna, 1991), p. 97.

14小村寿太郎外相期の条約改正交渉に関しては外務省編『小村外交史』 (原書房, 1966年), 第 10 章第 3 節を参照 1 せっ

[&]quot;日本からオーストリアへの輸出は微々たる規模であり、中でも食料品、製造品に関しては仮にオーストリア側から高率関税を賦課されても殆ど影響がない、対して銅、魚油、木蝋、樟脳などの原料は対墺輸出の9割を占め、オーストリアにとって重要な位置を占めている。オーストリアからの輸入品を見てみると、製造品が62%を占め、中でも模造日本紙の輸出が突出している。しかしオーストリアからもたらされる製品はそのうち日本で製造できるか、他国から容易に輸入可能なので、こうした製品に高率関税を課しても日本は殆ど困らないが、オーストリアの模造日本紙産業は打撃を受けるであろう。日本側としてはオーストリアと関税協定を結んでも特に利益は得られず、最恵国待遇で十分であろう。奥田竹松『日墺通商関係』(外務省、1911年3月)。

ジェクトであっても、オーストリアにとってはそのような問題ではなく、確固たる外務省 の方針が最初からあったわけではない、小村外相の命を受けて1910年8月に駐墺大使の 秋月左都夫がオーストリア=ハンガリー外務省に対し条約改正の申し入れ(正確には旧条 約の破棄通告と新条約締結提議)を行った、日本との通商条約改正交渉の窓口は、オース トリア=ハンガリー外務省だが、次いでこの問題を「オーストリア」と「ハンガリー王国」 両国の首相と商務省に提示して両国内で審議してもらうことになる.ここで確認すべきこ とは、当時オーストリアとハンガリーは国際法上は一体であり、外務省や軍隊は共通だが、 その他の分野については事実上、別の国だったということである、通商条約問題に関して は、ウィーンとブダペストの利害を調整したうえで、オーストリア=ハンガリー外務省が 日本との交渉にあたるということになる、よって外務省は両国の関係者を招いた関税会議 を開いて,日本との条約交渉のスタンスを決めていくことになる.そして通商条約の批准 には,形式的に両国議会の協賛(批准)も必要であった.よってこのオーストリア=ハン ガリーの複雑な国制自体が条約交渉の捗らない大きな原因ともなった。この第3次诵商条 約交渉において、オーストリア=ハンガリーは独仏英が獲得したのと同様の関税協定の締 結を目指した.特に模造日本紙と白熱灯に関する関税協定を主張したオーストリアだった が、長引く交渉の中で結局その主張を断念せざるを得なくなり、日本が主張する最恵国待 遇交換のみにとどめることになるのである.

(3) 第 3 次日墺通商航海条約締結交渉(1910-13 年)

日本の対墺通商条約改正交渉は 1910 年 8 月,1 年後(1911 年 8 月 4 日)に迫った第 2 次条約(1897 年)の満了を控えて、オーストリア=ハンガリー外務省に新条約締結の申し入れと、新条約草案を渡したところから始まる。その後、条約が発効するまでに 4 回の「暫定取極」を締結しなければならないほど交渉は遅々として進まず、結局のところ調印は 1912 年 10 月、施行は 1913 年 7 月となった。

オーストリア側は在東京大使館の報告により、遅くとも 1909 年 3 月には条約改正問題が日本側から持ちかけられることを知っていた。そして日本側の基本方針が諸国との間に単なる最恵国待遇を交換するだけにとどめるものであることも承知し、1910 年 1 月には日本の協定関税法案の内容がオーストリアとハンガリー両国の商務省に通達されていた。その後、在東京大使館からのレポート。が両国商務省に伝達され、それぞれの最初の反応が出たのは 1910 年 4 月のことである。この内容を簡単にまとめると「日本が現行条約の矛盾点を改めたいと考えていることは、それをもって改正を拒否する理由にはならな

¹⁶AR, F. 37, K. 75, Z.38784/9a, Report No. 19-F, Call to Aehrenthal, 18 Mar. 1909.

¹⁷AR, F. 37, K. 75, Z.90355/9a, Report No. 39-D, Call to Aehrenthal, 4 Oct. 1909.

¹⁸AR, F. 37, K. 75, Z.9796/9a, Joannovics to Austrian and Hungarian Commerce Ministry, with Report No. 4-B, Call to Aehrenthal, 23 Jan. 1910.

¹⁹AR, F. 37, K. 75, Z.17060/9a, Report No. 8-E, Call to Aehrenthal, 21 Feb. 1910.

いが、ともあれ日本側が希望する最恵国待遇の交換だけではオーストリアは損をする. そこで日本とは関税協定を結ぶ必要がある」というものであった²⁰. つまりオーストリア側は日本から正式に条約改正を申し入れられる前から、新条約とは別箇に関税協定を定める方針を固めていたのであった. オーストリア外務省の通商政策のエキスパートであったカル大使は、日本からの正式な条約改正申し入れよりも前に小村寿太郎外相と会談し、日本がオーストリアとの関税協定を受け入れるかどうか「探り」を入れている. これは小村外相の機嫌を損ねて気まずい会談となってしまった²¹.

上述のとおり、日本からの正式な新条約交渉の提議は1910年8月4日に行われ²²、同月6日にオーストリア政府は交渉開始に同意を表明した²³. さて条約草案提出の為、オーストリア外務省に向かった書記官の信夫淳平は、さっそく外務省通商局長のミハロヴィッチ伯(Johann Graf von Mihalovitch)から交渉にはオーストリア=ハンガリーの国制上時間がかかることを通告されたばかりか、「前回同様の関税協定を設くるに同意なるべし如何」と問われた²⁴. これに対して日本側は敏感に反応し、明確な拒絶姿勢を見せた。「新条約成らずんば不利益なる旧条約の

「新条約成らずんば不利益なる旧条約の

「新条約成らずんば不利益なる旧条約の

「新条約成らずんば不利益なる旧条約の

「新条約成らずんば不利益なるに入り、前回同様の仮装双務的協定税率を設くる如きは、条約改正の大方針に背馳するものにして、且、他との交渉上に影響するの虞も有之。到底同意する」わけにはいかなかった

「おりの大方針に背馳するものにして、日、他との交渉上に影響するの虞も有之。到底同意する」わけにはいかなかった

「本りのである。日東間現時の通商状態と共に第三国との関係を併せ考量するときは我より代償を払つて我輸出品の為彼をして関税協定を設けしむる程の必要あるもの殆ど無之。相互犠牲の均衡及び利益の対等を得ること困難にして真に所謂双務的税率協定の成立は或は見込みなきが如く察せられ。」たからである。

こうした日本政府の強硬態度に接し、例えばハンガリー首相はエーレンタール外相宛書簡で「日本市場と関係が深い英米独はおそらく日本をしてその立場を放棄せしめんと全力を傾注するだろうから、現状では条約の締結を急ぐことは我々の利益にならない²⁷」と書き送っている。これは上述の外務省条約局長ミハロヴィッチの言と同様、条約交渉を引き延ばす方針を示したというのに等しい、オーストリア側はこの第3次条約交渉の開始時点

²⁰AR, F. 37, K. 76, Z.24822/9a, Riedl to Aehrental 14 Apr. 1910.

²¹AR, F. 37, K. 76, Z.47993/9a, Report No. 3/HP, Call to Aehrenthal, 9 Jul. 1910.

²²AR, F. 37, K. 76, Z.49226/9a, to Austrian and Hungarian prime ministers and Japanese ambassador, 6 Aug. 1910; 外務 省編纂『日本外交文書:通商條約関係第一巻第三冊』(日本国際連合協会, 1954年)[文書]4, 第 31 号, 1910 (明治 43 年)/8/4, 秋月発小村宛. なお本文中の引用部分では適宜, 片仮名を平仮名に改め, 濁点や句読点を追加してある.

[&]quot;文書 5, 1910/8/6, 第 33 号, 秋月発小村宛. (オーストリア政府, 条約交渉に同意).

[&]quot;文書 6, 1910/08/08, 墺機密第 9 号, 秋月発小村宛.

^{**}文書 8, 1910/9/10, 機密條第 16 号 小村発秋月宛.

²⁶同上.

²⁷AR, F. 37, K. 75, Z. 4949/9a, Hungarian Primeminister to Aehrenthal, 17 Sept. 1910.

においても、これまでの第1,第2条約締結交渉同様に、他の列強諸国の動向を見ながら 交渉を有利に進めようとしたわけである。オーストリア=ハンガリー外務省、オーストリ アとハンガリー両国商務省と関係者が日本との通商条約問題を話し合う関税会議がブダペ ストで開かれたのは結局、翌1911年3月初旬になってからで**、オーストリア側の対案が 秋月駐墺大使に提出されるのは1911年6月のことになる。これは日本の草案提出後10ヶ 月後のことであった。ここでもオーストリア側は日本に対して関税協定の締結を求めてい る。そしてこの悠長な交渉のさなかの8月4日に旧条約は失効し、12月末までを期限と する暫定取極の期間に入るのである。フランケンシュタインが東京に赴任したのは、日墺 間に第1回暫定取極が成立してまもなくの8月末のことであった。

日本側は10月10日にはオーストリア対案に対する修正案を墺洪国側に提出した.しかし交渉担当者であるミハロヴィッチ通商局長の枢密顧問官(Geheimerrat)就任やその代理の者の入院などの理由で交渉自体が行われず、最初の交渉は11月26日にずれ込んだ.オーストリア=ハンガリーはここで初めて直接的に具体的な数値を示して,関税協定締結を申し入れた。これに対し,秋月大使は日本の方針を明確に示した上で,「先方は尚弁論を重ねて止まず到底一応帝国政府の訓令を得て答ふるに非らざれば際限なしと見たるに因り,本使は然らば帝国政府に墺匈政府の要求を」伝えるが,「多大の要求に接せば,既に与へたる訓令を繰り返すに止まること。」になると返答した.彼がこのような強気の姿勢をとったのは「第一既に是に関する帝国政府の方針を斯の如く明示したる以上は,却て利害考究の上,尚前方針を改むる能はざる意を十分示したる方,却て納得せしむるに易く,第二此の態度を取りたりとも先方は到底公平に判断して有力と認められるべき材料を提出し能はずと見込」んだからであった。つまり日本はこの時期において,拒絶一辺倒の強硬姿勢で臨んだ方が交渉はまとまりやすく,オーストリア側とて日本を説得できる材用を用意できないとみなしていたことが分かる。そして「税率協定は日本商品の為めにも利益なりとの先方の申分を破ぶるは難事あらずと思量。」していたのである。

日本外務省はオーストリア側の関税協定案を一応検討したものの, 秋月大使に「右覚書に考量を加へたるも乍遺憾帝国政府は先方の希望に応ずるを得ざるを以て其の旨更に回答」するよう命じ, このオーストリアの協定関税要求を「是れ今回の条約改正の本義を了解せざるものといわざるべからず」と一蹴した3. そもそもオーストリア側が関税協定締結を

²⁸AR, F. 37, K. 75, Z.28115/9a に挟まれた Z.14296/9a, no.2 (Geheim), Protokoll ueber die am 2 und 3 Maerz 1911 in koenigl. ungar. Handelsministerium zu Budapest abgehaltene Sitzung der Zoll- und Handelskonferenz, betreffend die Handelsverträge mit Japan und Bulgarien, etc.

²⁹文書 28, 1911 (明治 44年) /11/15, 第 35号.

³⁰文書 31, 1911/11/26, 第 74 号 秋月発小村宛.

³¹文書 33, 1911/11/27, 第 72 号 秋月発内田宛.

³²文書 40, 1911/12/4, 墺機密第 6 号 秋月発内田宛.

³³同上.

要求する根拠となる日墺貿易の統計数値自体が日墺間で一致しておらず,日本側は「当国(※オーストリア:筆者加筆)に輸入せらるる我商品の数字に於て信憑し難³⁴」いとみなしていた.無論,日本側もオーストリアが統計数値を意図的に改竄したとはみておらず,オーストリア側が清国やスイス,フランス等の製品と日本製品を混同する傾向があることを指摘している³⁶. 12 月に入ってからのウィーンでの交渉は 11 日³⁶と 21 日に行われた.21 日の交渉で関税協定についてオーストリア側から言及されたものの,何も進展せずに終わった³⁷. よってこの時点では,まだ到底条約調印どころの騒ぎではなく,12 月 22 日付で再び6月末まで暫定取極が延長されることになった³⁸.

さてオーストリア側は11月末にウィーンの秋月大使に正式に関税協定締結の申し入れを行ったものの、上述の通り日本側の明確な拒絶姿勢に直面した。そこでオーストリア外務省はフランケンシュタイン代理大使に東京で日本外務省関係者の説得にあたるよう訓令を出した。これを受けて、翌1912年1月18日フランケンシュタイン代理大使は内田康哉外相、石井菊次郎外務次官、阿部守太郎参事官に面会してオーストリアの立場を説明し、関税協定締結に関する理解を求めた。特に阿部参事官に対しては本国からの訓令通り、関税協定の意義、日本にとっての利点について熱弁をふるったが「徒労に終わ」った。続く石井次官との面会でも関税協定について「残念ながら阿部参事官と同様の理由で」拒絶され、帰りに面会した内田外相はこの関税協定問題を取り上げようともしなかった。こうしてオーストリア=ハンガリーはウィーンでも東京でも日本側から関税協定締結について明確に拒絶されたわけである。またフランケンシュタインにとっても東京赴任後の最初の重要な外交交渉は、完全な失敗に終わった訳である。

にもかかわらず、この交渉を受けてウィーンで開催された2月8~9日の関税会議において、オーストリア商務省は日本に譲歩を迫る余地がまだあると見なしていた。そして3月16日の第7回日墺交渉においても、オーストリア側は重ねて関税協定を要求したの

[™]同上.

³⁵同上.

^{**}文書 46, 1911/12/11, 第 82 号 秋月発内田宛 (通商条約の条文の細目の検討).

[&]quot;文書 48, 1911/12/21, 第 84 号 秋月発内田宛.

^{**}文書 49, 1911/12/22, 第 45 号 内田発秋月宛;文書 50, 1911/12/22, 第 86 号 秋月発内田宛;AR, F. 37, K. 75, Z. 84345/9a, Foreign Ministry to Austrian and Hungarian Prime Ministers etc., 23 Dec. 1911.

^{**}AR, F. 37. K. 75, Z 84350/9a, Joannovics to Franckenstein, 29 Dec. 1911.ちなみに 1911 年時点の駐日大使は先述のようにカル男爵であったが、カルは同年 3 月に帰国したまま 11 月に依願退職しており、同年 9 月まではヘニング=オカロル男爵(Otto Freiherr von Hoenning O'Carroll)が、9 月からはフランケンシュタインが臨時代理大使を務めた.

^{**}文書 54, 1912 (明治 45 年) /1/31, 機密條第 1 号 内田発秋月宛;AR, F. 37, K. 75, Z.8881/9a, Report No. 4/HP, Franckenstein to Aehrenthal, 18 Jan, 1912.

⁴¹AR, F. 37, K. 75, Z.10247 (Z.7506)/9a, No. 4 (Geheim), Protokoll über die am 8 und 9 Februar 1912 im k und k Ministeriums des k und k Hauses und des Aeussern abgehaltene Sitzung der Zoll und Handels Konferenz, betreffend die Handels- und Schiffahrtsverträge mit Republik Columbia und mit Japan etc.

である⁴². ここで興味深いのが秋月大使の内田外相宛電報である. 秋月は「若し今後帝国政府が他の外国と関税に関し特に協定を為(?) さば益々最恵国待遇のみを以て満足せざるの意を固くすべく従て条約の締結は一層困難となるべきに付,若し斯の如きことあらば今後2ヶ月間程堅く秘密になし置かれんことを希望"」したのである. この本省に対する要請は,オーストリア側が他国の動向を非常に気にしていたことを日本側もよく承知していたことを示唆している. そして4月半ばには,関税協定問題を棚上げしたまま,通商条約本文に関しては合意に達し",6月末には条約案の細かい修正が終了することになった".

では件の協定関税締結についてのオーストリアの立場はどうなっていたのだろうか. 6 月 10 日にウィーンで開催された関税会議で、オーストリア=ハンガリー外務省の第2外 務次官で通商問題担当のヴィッケンブルク伯(Markus Graf von Wickenburg)は、会議の 冒頭でこのままオーストリア=ハンガリーが関税協定締結に固執する場合、7月1日から 日墺が無条約状態に突入する可能性があると警告した*. オーストリア商務省は、まだ関 税協定を結ぶ余地があると主張し、従来の羽二重に関する要求を取り下げ、今度は模造和 紙の輸入関税引き下げを要求する方針を出した.対してハンガリー側は互恵協定で満足す る用意があると述べ、オーストリア側の従来の主張である羽二重に関する要求は非現実的 であったと批判した、さらに日本との両国関係を維持するためにも、日本に無条約状態に 突入してもよいのか,という脅迫を行うことには反対する旨を表明した.しかし.オース トリア側が要求した模造和紙に関する要求が通るのであれば、ハンガリーは白熱灯の輸入 関税引き下げを提案するとも付け加えた、ともあれ外務省と両国商務省の交渉の結果、日 本に対し暫定取極の延長を提案すること、再び関税協定の必要性を訴え、最低限、模造和 紙と白熱灯に関する譲歩を日本から引き出すこと,また懸案の羽二重に関しては,日本側 の主張を認めることなどが決議された、つまり条約草案がまとまった時点でも、オースト リアは関税協定締結にこだわり、ともすると無条約状態に突入する可能性を示唆すること までも考慮に入れていたことが分かる.

ところが日本側は、もっと早い段階 5 月半ばの時点で墺洪国側が協定関税要求案を断念したと見ていた⁴⁷. そして 6 月 11 日, これは上述の 10 日の関税会議の翌日であるが、秋月大使はベルヒトルト外相(Leopold Graf Berchtold von und zu Ungarschitz)と会談し、その際外相は「原則上双方同意なり、可成速に調印するようにすべし、此方にては尽く与へ

⁴²文書 57, 1912/3/16, 第 9 号 秋月発内田宛.

⁴³文書 58, 1912/3/21, 第 12 号 秋月発内田宛.

[&]quot;文書 59, 1912/4/13, 第 14 号 秋月発内田宛;文書 62, 1912/4/16, 填公第 20 号 秋月発内田宛.

[&]quot;文書 68,1912/6/10,機密 6 号 秋月発内田宛.

⁴⁶AR, F. 37, K. 75, Z.41692/9a, No. 6 (Geheim), Protokoll ueber die am 10.Juni 1912 im k und k Ministeriums des k und k Hauses und des Aeussern abgehaltene Sitzung der Zoll und Handels Konferenz, betreffend die Handelsverträge mit Japan etc.

[&]quot;文書 64, 1912/5/17, 第 18 号 秋月発内田宛.

たるに日本は一つも与ふることなし、日本政府は実に残酷なり(関税協定を為すを肯んせざるを指す)」と語った**。ところが翌12日、秋月大使が外相宅での晩餐会に招かれると、ベルヒトルト外相自身から次のような言葉が発せられるのを聞いた。「条約調印期未だ熟せず、尚ほ関税に付き日本政府の考量を求めたし」と、この前言撤回はおそらく前日の会談の時点では外相に10日の関税会議の結果が報告されていなかったからと思われる。そこで15日、あらためて外相を訪問して確認したところ、10日の関税会議の決議通り、模造和紙の関税引き下げを要求し、これに対する日本側の返答を受けてから条約の調印を行うと説明された*9、ここでも秋月は従来通り日本の方針を説明し一切妥協の態度を見せず、さらに本省の訓令を仰ぐよう求められると、今まで「同様の訓令に接すべきは明かなることなり、之を知りつつ請訓するは本使の好まざる所なりと答へ」たのであった。これに対しオーストリア=ハンガリー側は、在東京大使館に日本外務省との交渉を進めるよう訓令すると返答したが50、結局フランケンシュタイン代理大使が関税協定問題について日本外務省を訪れることはなかった51、また6月末に期限が来る第2次暫定取極の延長について、秋月は期日まで僅か15日間しか残されていないにもかかわらず、通商条約に調印してからでなければ、暫定取極締結の手続きに入らないとの強気の態度に出た52、

ここまでオーストリアも日本側も強気な態度で押し通し続けてここまで来たわけだが、遂に6月28日、強硬に関税協定締結を主張し続けていたオーストリア商務省が妥協し、「日本政府の再三の拒絶と1912年2月21日付外務省覚書に鑑み、オーストリア政府は譲歩として、日本側に関税面での譲歩を求める要求を取り下げる」とオーストリア外務省に通告してきた。これを受けて29日、オーストリア側から最終的な条約の修正案が出され、オーストリア側の妥協が確定した。またこの関税協定締結見送りという決定は7月7日付の訓令で東京のフランケンシュタインにも伝達された。こうなるとこれまで強硬にオーストリアの要求を撥ねつけてきた秋月大使は、一転して「先方が税率協定に関する主張を放棄して調印するの意思明確となりたるに就ては深く文字の末を争はず先方の修正をその仮納るる事とする方可然」との寛容な態度をとった。

フランケンシュタインから内田外相に対して、関税協定要求の取下げが正式に伝えられたのは8月5日のことである*.フランケンシュタインは先ずオーストリア側がまだ関税協定が日本にとっても有利なものであるとの従来の主張を繰り返した後、次のように続け

⁴⁸文書 68, 1912/6/10, 機密第 6 号 秋月発内田宛.

[&]quot;文書 69, 1912/6/15, 第 27 号 秋月発内田宛;文書 68.

⁵⁰同上.

⁵¹文書 70, 1912/6/24, 第 15 号 内田発秋月宛.

[&]quot;結局第3次暫定取極は6月27日に1912年末を期限として締結された. 文書72, 1912/06/27, 第31号 秋月発内田宛.

⁵³AR, F. 37, K. 75, Z.48849/9a, Roessler to Foreign Ministry, 28 Jun. 1912.

⁵⁴AR, F. 37, K. 75, Z.45863/9a, Foreign Ministry to Franckenstein, 7 Jul. 1912.

[&]quot;文書 74, 1912/6/29, 機密 8 号 秋月発内田宛.

た、今回の関税協定問題の「暫定的な取下げ (Die vorläufige Zurückstellung)」は「日本政 府に対しその好意(Goodwill)と友好的・妥協的な精神を示すため」のもので、「後日適 切な時期に、相互の通商利害が十分に発展すれば、日本によって関税協定の価値が認識さ れ,日本政府がその時期の要請に随い,進んで通商条約を修正拡大することを期待するた めである | と %. 日本側の史料には 5 日に日本側がフランケンシュタインに対し今回のオー ストリア側の関税協定断念についての非公式の所信を、私信の形で送るよう求めた記録が 残されている、フランケンシュタインは会談で主張した内容をまとめた覚書をその日のう ちに返送した. これに添えられた阿部守太郎政務局長宛私信の内容は, フランケンシュタ インのもう一つの東京でのミッションである対中借款事業参入問題に関しての日本側への 要求が書かれていた. また8月17日に内田外相と再び面会した際,外相は今回オースト リアが関税協定要求の「暫定時取下げ」に応じた理由について再び尋ねた*. 8月5日と 17 日についてのオーストリア側の記録にあって、日本側の記録にないものは、日本側か らの「取り下げ」に対する感謝表明についてである、フランケンシュタインの報告書によ れば、5日、17日両日とも内田外相が「我々の妥協的な態度」に対して深甚な感謝を表 明したことになっている.関税協定要求の取下げという日本への譲歩を認めたオーストリ アの駐日外交官の立場からすれば、オーストリアの「好意」に対し、日本から「感謝」が あったことを本省にしっかり報告しておく必要があっただろう.対して日本側の記録には、 日本側がオーストリアに感謝したとの記述は見あたらない、おそらくオーストリア側の外 交姿勢に辟易とした秋月に宛てた訓令には、本省がオーストリア側にこの件で感謝したと は書けなかったのだと思われる.

こうして 1912 年 8 月に至ってオーストリア側が正式に関税協定要求を取り下げた後も、新条約成立への道程は一筋縄では行かなかった。日本の前に新たに立ちはだかった障害はオーストリア=ハンガリーの国制であった。オーストリア側がその協定関税案を取り下げ、具体的な条約調印へのステップが始まったとしても、調印後にも両国議会での「協賛」(批准)を得るというハードルが残っていたからである。条約の調印は 1912 年 10 月 28 日にウィーンで行われたが、両国が批准書を交換するのは翌 1913 年 6 月 26 日、施行は 7 月 1 日のことになる。

これまで見てきた第3次日墺通商条約交渉から、どのようなことが読み取れるだろうか. この外交交渉を簡単にまとめると以下の4点を指摘することができる.①オーストリア側の関税協定案に関する日本側の非妥協方針は明白であったこと.②対して日本との通商関係が希薄なオーストリアは交渉のための材料を持たないまま交渉に臨んだこと.③オース

⁵⁶AR, F. 37, K. 75, Z.58069/9a, No. 11/HP, Franckenstein to Foreign Ministry, 6 Aug. 1912.

^{**}Ibid; 文書 83, 1912 (t1)/8/5, 「日墺新條約に関する件」 墺国代理大使発阿部宛; 文書 84, 1912/8/9, 機密第 1 号 内田発秋月宛.

⁵⁸AR, F. 37, K. 75, Z.61217/9a, No. 12/HP, Franckenstein to Berchtold, 17 Aug. 1912.

[&]quot;第3次日墺通商航海条約の詳しい成立過程については、別稿を用意する予定である.

トリアの関税協定案に対する態度も、協定品目を頻繁に変更するなど、経済的合理性よりも、関税協定を認めさせるということ自体にこだわった側面があったこと、④日墺両国の統計数値がかみ合わず、そもそも関税協定の交渉を行う為の土台の点で不一致であったこと.

日墺双方の非妥協的な態度による交渉の長期化と最終的なオーストリア側の一方的譲歩 という結果は、結局のところ日墺の政治・経済的な疎遠さと当時の日墺の国際的な位置づ けを象徴しているといってよい、建前上、関税協定の締結が日本にとっても有利であるこ とを主張した上で、オーストリアは今回の譲歩を両国の友好関係のために行われたという 形で正当化することしかできなかった。そしてオーストリアが日本に受け入れさせたのは 瑣末な条約文言の修正だけだった、これは陸奥宗光外相期の第2次条約交渉と根本的に異 なる点である、陸奥条約までは日本が譲歩する側であった、これは早期にオーストリアと 条約改正しないと日本がいつまでも損し続けることになるため、不利な関税協定受け入れ も已むなしとの実利的な考慮があったからである.他方でオーストリアからすれば,他の 列強諸国同様の片務的な条約を結んだことで欧州の「大国 (Grossmacht) | としての自尊 心を満足させることが出来たわけである。しかし第3次通商条約交渉においては、オース トリアは一方的に日本に譲歩する他なかった。オーストリアが関税協定にこだわった理由 を単なる経済的な合理性の観点から論じることは困難である。オーストリアは交渉中、日 本と英独仏伊との交渉の成り行きに注目し続けていた、結局オーストリアにとっては、他 の「大国」が獲得したもの(関税協定)は自国も獲得しなければならないという論理が重 要であり、関税協定への固執はこの論理の表れであったといえる、そしてこの論理は次の 検討される対中借款事業参入問題においても、オーストリアの対中経済進出の論拠とされ たのであった. (3章続く.)